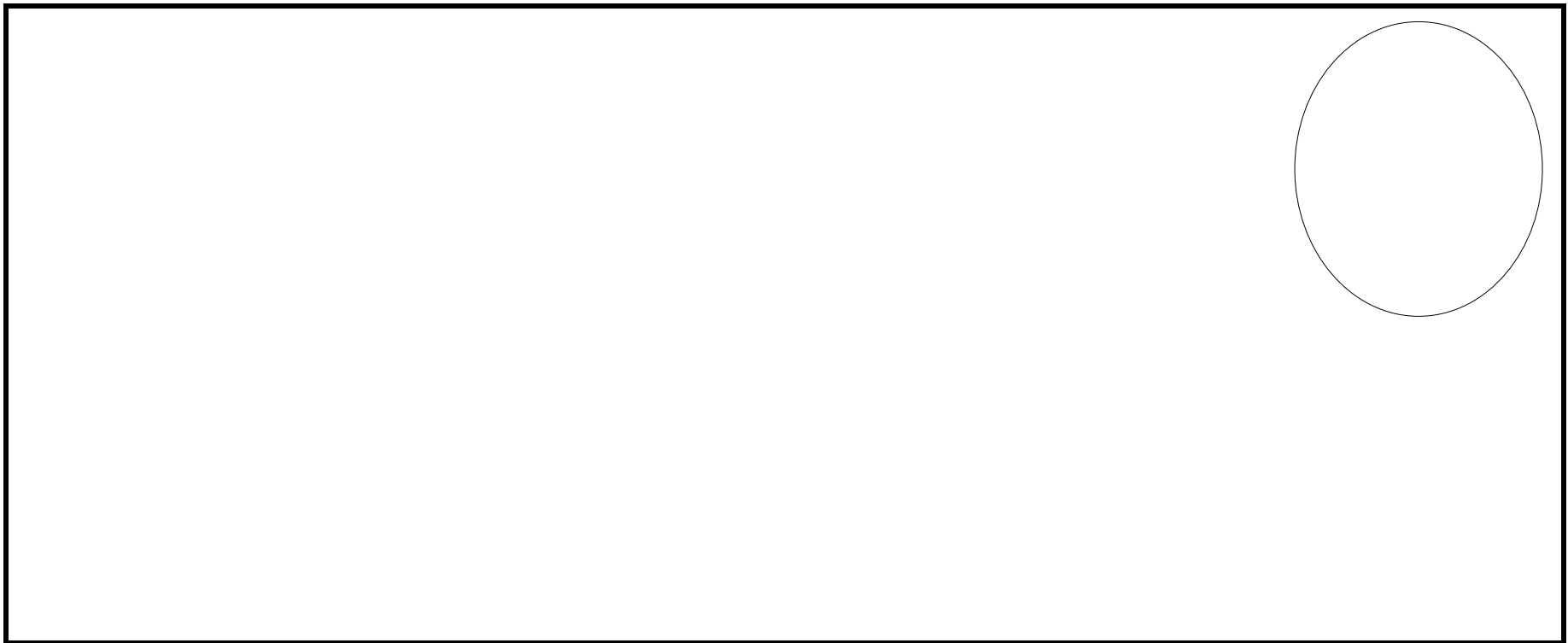
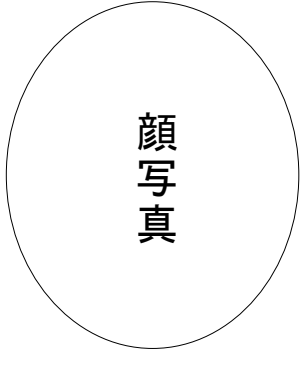


「選挙公報」原稿用紙

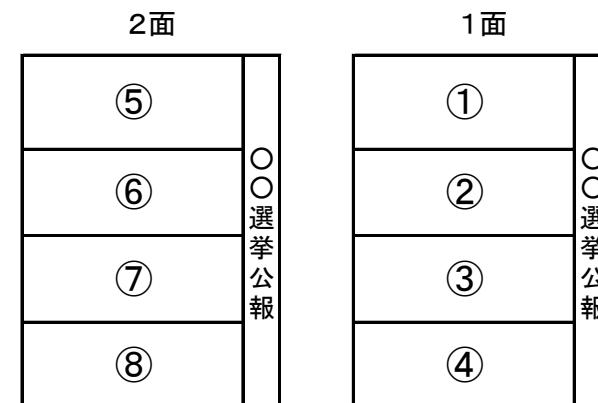


# 「選挙公報」原稿用紙

<p>掲載文は、原文のまま写真製版により選挙公報に掲載します。</p> <p>文字が著しく小さい場合、その他で印刷が著しく不鮮明になる恐れがあると認められるときは、訂正をしていただく場合があります。</p>	 <p>顔写真</p>
	<p>身延 <small>みのぶ</small></p> <p>太郎 <small>たろう</small></p>

## 選挙公報掲載文の記載方法

1.	掲載文は、委員会の交付する原稿用紙の記載欄に入るように、活字、ペン又は毛筆を用いて黒色の色素により、楷書ではっきり記載されたものを貼り付けてください。(パソコンを使用し、印刷したものを貼り付けても構いません。)
2.	氏名欄には、候補者の氏名を縦書で記載してください。(この場合、候補者の氏名のほか、氏名に付すふりがな、生年月日又は年齢及び党派を記載することを妨げません。)
3.	候補者の写真掲載欄には、文字等を記載しないでください。
4.	候補者が、掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合において、それらの部分に係る面積の合計面積は、掲載文を記載できる面積のおおむね2分の1を超えないようにしてください。
5.	配布した原稿用紙の範囲内において文字数の制限はありません。
6.	掲載の順序はくじにより決定します。1面の上から1番2番・・・、2面の上から5番6番・・・、3面の上から9番10番・・・、以降4面5面・・・と続きます。
7.	原稿は、立候補予定者届出書類事前審査の際に2枚同じものを提出してください。 【提出期限: 令和3年10月13日(水)】
8.	顔写真も2枚、別に提出してください。原稿用紙の丸型には切り取らないでください。(写真は白黒印刷となります。)
9.	顔写真は丸型にちょうど良いサイズになるよう撮影してください。
10.	原稿は、そのまま製版をして印刷しますので、汚さないように注意してください。
11.	糊付けする際は、しわができないように注意してください。(全体に糊付けする必要はありません。)



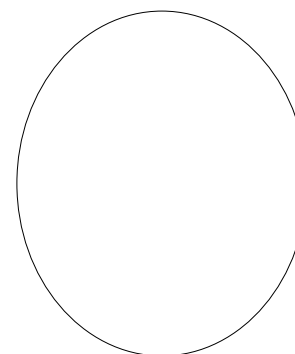
(以降3面4面・・・と続きます。)

この公報は公職選挙法の規定により任意性選挙公報として町条例に基づき発行するもので原文のまま掲載しています。

令和三年十月二十四日  
執行

# 身延町議会議員一般選挙公報

身延町選挙管理委員会



身延 みのぶ  
太郎 たろう

「選挙公報」原稿用紙

一票は 私にできる 意思表示

(令和2年度 山梨県明るい選挙推進協議会 会長賞 受賞作品)

投票日 10 月 24 日 (日)

身延町議会議員一般選挙